平成30年7月13日 第4008号

目 次 示 (第659号 - 第662号) ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) …………] ○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) ………2 ○道路の区域の変更 (道路維持課) ……2 (農山漁村振興課) ……2 ○保安林の所在場所等 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) ……3 ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 汨 (中小企業振興課) ……3 ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……3 ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……4 ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……4 ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……4 ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……4 ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……5

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取し	た意見等	
	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取し	た意見等	
	(中小企業振興課)	5
○国土調査の指定	(農山漁村振興課)	5
○県営土地改良事業の換地処分	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	6
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	6
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	6
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
雑 報		
○保育士試験の実施	(子育て支援課)	7
告示		

福岡県告示第659号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙 条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第2項の規定により告示する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小 川

売りさばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
520	福岡市博多区住吉二丁目2番 1号 株式会社 九州ダイケン	福岡市東区箱崎二丁目54-27福岡市東保健所内	平成30年 6月30日

毎週火金曜日-8577 福岡市博多区東公園7番7-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1.

<u>定期発行日</u> (発行) 〒812-(作成) 〒812-

(電話 092-643-3028) (電話 092-262-5726)

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社

福岡県久 野

福岡県告示第660号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質に よって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ ならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する形質変更時要届出区域

大牟田市新港町1番122、1番191、1番215及び1番218の全部並びに1番219、1番 220、1番221及び1番235の各一部

2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31 条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

カドミウム及びその化合物

- 3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 4 規則第58条第5項第9号から第11号までの該当性 規則第58条第5項第11号(埋立地管理区域)に該当

福岡県告示第661号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名 種 類 路線名	変更前後別区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------------------	--------	---	------------	------------

朝倉	県道	桂川。	前	朝倉市秋月1405番1先から 朝倉市秋月1378番1先ま で	4.7 ~ 7.8	82.1
初	 	下秋月線	後	朝倉市秋月1405番1先から 朝倉市秋月1420番2先ま で	5.8 ~ 28.6	82.1

福岡県告示第662号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をす るので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示 する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所 京都郡みやこ町犀川犬丸字鳴水564、583、585から588まで、590の1
- 2 指定の目的 十砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳴水564・583・585から588まで・590の1 (以上7筆について次の図に示す 部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図|及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第 14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の 防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとおり 公表する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分を受けた事業者
- (1) 名称株式会社エフ・アイ・サービス
- (2) 所在地 佐賀県三養基郡みやき町大字西島字二本松2979番地14
- (3) 代表者代表取締役 平 義高
- 2 行政処分の内容 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 3 処分の年月日平成30年7月4日
- 4 処分の理由

株式会社エフ・アイ・サービスは、平成28年7月12日午前10時に佐賀地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第

5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月27日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ゆめマート福津
- (2) 所在地 福津市中央六丁目17
- 3 大規模小売店舗の名称

変更前	変 更 後
(仮称) ゆめマート福津	ゆめマート福津

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 スーパーセンタートライアル字美店
- (2) 所在地 糟屋郡宇美町ゆりが丘5番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 スーパーセンタートライアル福岡空港店
- (2) 所在地 糟屋郡志免町大字別府字カジ547番1外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九 州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 スーパーセンタートライアル水巻店
- (2) 所在地 遠賀郡水巻町頃末北四丁目4番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九 州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 スーパーセンタートライアル苅田店
- (2) 所在地 京都郡苅田町幸町5番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 スーパーセンタートライアル筑後店
- (2) 所在地 筑後市大字上北島井原口1271番地外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 スーパーセンタートライアル八女店
- (2) 所在地 八女市蒲原829外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 スーパーセンタートライアル大刀洗店
- (2) 所在地 三井郡大刀洗町鵜木1440-1外 13筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 スーパーセンタートライアル鞍手店
- (2) 所在地 鞍手郡鞍手町大字小牧字裏田2281-1 外27筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により次のように国土調査として指定したので、同条第5項の規定により公示する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

指定の年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成30年6月29日	田川郡添田町	大字添田の一部、大 字庄の一部	平成30年6月29日から 平成31年3月31日まで
平成30年6月29日	田川郡糸田町	南糸田の一部	平成30年6月29日から 平成31年3月31日まで
平成30年6月29日	田川郡福智町	上野の一部	平成30年6月29日から 平成31年3月31日まで
平成30年6月29日	京都郡みやこ町	節丸、光冨、上原、 吉岡の各一部	平成30年6月29日から 平成31年3月31日まで

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換

8 4 0

0

公

汨

平成 30 年 7 月

地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告す る。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

換	地	処	分	を	L	た	地	域	換地処分年月日
福津市勝浦(浜田地区)									平成30年7月6日

公告

善導寺町飯田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住
原 寛	久留米市善導寺町飯田116番地1
馬場 勝之	久留米市善導寺町飯田263番地
西坂 正常	久留米市善導寺町島672番地
大場 英雄	久留米市善導寺町飯田1404番地5
香月 義次	久留米市善導寺町飯田1094番地1
馬田 洋	久留米市善導寺町飯田840番地
德永 隆	久留米市善導寺町与田762番地
國分 芳文	久留米市山本町耳納1792番地1
今村 正	久留米市草野町吉木1350番地2

2 退任監事

氏 名	住 所
大場 嘉之	久留米市善導寺町飯田51番地2
香月敬一郎	久留米市善導寺町飯田1082番地

3 就任理事

氏 名	住 所
井上 房江	久留米市善導寺町島682番地1
大場 善髙	久留米市善導寺町飯田1361番地
原 清孝	久留米市善導寺町飯田1237番地2
馬場 勝之	久留米市善導寺町飯田263番地
香月敬一郎	久留米市善導寺町飯田1082番地
馬田 洋	久留米市善導寺町飯田840番地
秋吉 恒久	久留米市善導寺町与田390番地1の1
田島 宏文	久留米市山本町耳納1916番地3
今村 正	久留米市草野町吉木1350番地2

4 就任監事

氏 名	住 所
原 孝幸	久留米市善導寺町飯田1236番地
樽海 巧	久留米市善導寺町飯田1115番地3

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の 定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
嘉穂郡桂川町吉隈土地改良区	平成30年7月4日

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項 の規定により柳川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都 市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成 30 年 7 月 13 日 金郎

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

筑後中央広域都市計画ごみ焼却場の変更(平成30年6月25日柳川市告示第79号)

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鞍手町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画用途地域の変更(平成30年6月22日鞍手町告示第45号)

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により鞍手町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画地区計画の決定(平成30年6月22日鞍手町告示第46号)

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により鞍手町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画地区計画の決定(平成30年6月22日鞍手町告示第47号)

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により鞍手町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画地区計画の決定(平成30年6月22日鞍手町告示第48号)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

平成30年7月13日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字長井字陣山136番1、136番2及び449番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市中央一丁目1番1号

行橋市

行橋市長 田中 純

雑報

公告

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の9第1項の規定により都道府県知事から指定された一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターが行う保育士試験について公示します。

平成30年7月13日

一般社団法人全国保育士養成協議会

会長 汐見 稔幸

1 試験日

筆記試験 平成30年10月20日(土)·21日(日)

実技試験 平成30年12月9日(日)

※自然災害等により試験が中止となった場合、再試験は行いません。

2 受験手数料

12,950円 (内訳:受験手数料12,700円+受験申請の手引き郵送料250円)

※幼稚園教諭免許状所有者等で筆記試験・実技試験が全て免除の方は、以下の手数 料となります。

2.650円 (内訳:受験手数料2.400円+受験申請の手引き郵送料250円)

3 受験申請書の請求方法及び受付期限

受験申請書は「平成30年保育士試験受験申請の手引き」に同封されています。同手引きについては、「インターネット」又は「郵送」にて保育士試験事務センターに請求してください。(請求先は「8 お問合せ先」を御覧ください。)

受験申請書受付期限 平成30年7月25日(水)消印まで有効

4 試験会場

試験会場は8月末頃から確定次第、順次保育士試験事務センターのホームページに 掲載します。

- 5 受験票・試験結果通知書の送付
- (1) 筆記試験受験票

送付期間:平成30年10月4日(木)~平成30年10月10日(水)

(2) 筆記試験結果通知書・実技試験受験票

送付期間:平成30年11月23日(金)~平成30年12月2日(日)

(3) 合格通知書·一部科目合格通知書·実技試験結果通知書

送付期間:平成31年1月12日(土)~平成30年1月20日(日)

※幼稚園教諭免許状所有者等で、筆記試験・実技試験が全科目免除の場合は、平成30年10月4日(木)~平成30年10月10日(水)の期間に送付します。

6 保育士登録

保育士試験合格者は、「保育士」として業務に就く場合、児童福祉法の規定に基づき、事前に「登録事務処理センター」にて保育士登録の手続を行う必要があります。 詳細は下記の機関へお問い合わせください。

都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

[TEL] 03-3262-1080

[URL] http://www.hoikushi.jp

7 お問合せ先

保育士試験指定試験機関

一般社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10

[TEL] フリーダイヤル 0120-4194-82

代表電話 03-3590-5561

[URL] http://www.hoyokyo.or.jp/exam/

[FAX] 03-3590-5593

[e-mail] shiken@hoyokyo.or.jp